

＜日本年金機構運営評議会 提言＞		
「日本年金機構運営評議会規程」において、運営評議会は、機構の業務運営等についての改善意見を理事長へ提出することができると規定されており、例年運営評議会での議論を踏まえて取りまとめられ、提出されている。		
令和4年度提言	対応状況	
1. 年金制度の安定した運営のため、令和5年度も引き続き、国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策等の基幹業務について着実に実績を積み上げること。 また、令和5年度は、3年ぶりに男女ともに特別支給の老齢厚生年金の開始年齢に到達する者が増えることから、年金相談や請求受付の増加等が見込まれる。そのため、お客様相談室の体制整備に取り組むこと。	基幹業務の着実な推進	・20歳到達者や新規未納者、若年者に対する納付督促、特別催告状の送付など、本部と年金事務所の一体的な取組を推進した結果、令和5年度現年度納付率は、令和5年9月末時点で71.1%となり、前年同月比+2.1ポイント上昇。 ・最終納付率については、未納者属性に応じた対策の実施及び拠点の進捗管理・指導を徹底したことで最終納付率は順調に進捗し、令和5年9月末時点で82.3%、令和3年度現年度納付率から+8.4ポイント上昇となり、目標を達成。 ・国税源泉徴収義務者情報等を活用して把握した適用調査対象事業所に対し、文書・電話・訪問等による加入指導を実施。これにより令和5年8月末までに約6.5万事業所を新規適用。 ・猶予制度の法令上の趣旨に則り適切に納付計画を策定し、履行管理を継続。結果として厚生年金保険料の収納率は令和5年9月末時点で97.1%（前年同月比+0.5%）となり、前年度と同等以上の水準を確保。 ・厚生年金保険料の徴収業務は引き続き事業の存続を図りつつ、新規調定額以上の納付を基本とし運営。令和5年9月末時点の法定猶予適用事業所27,016件のうち、新規調定額以上の納付計画事業所は約91%にあたる23,575件と、前年度と同等以上の水準を確保。
	特別支給の老齢厚生年金の開始年齢到達者増にとりもなうお客様相談室の体制整備	・老齢年金請求の増加に備え、以下の取組を実施。 ・年金相談の増加に対応するため、全国の年金相談ブースを増設し、年金相談職員（無期雇用職員）を増員（相談ブース数：106ブース増、年金相談職員：160名登用）。 ・バックヤード業務（届書の受付等）の増加に対応するため、有期雇用職員を増員（363名）。 ・室長を補佐する室長代理を全拠点に配置し、一部の決裁権限を室長から室長代理に委譲する仕組みを導入。
2. 社会全体のデジタル化の進展やお客様のニーズを踏まえ、サービスのオンライン化や「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の実現等のオンラインビジネスモデルの施策に引き続き取り組むとともに、従来の対面型サービスの重要性も踏まえ、チャネル体系を整理しながら、お客様の手続き負担の軽減、利便性向上、事務処理の効率化について、安全性や正確性の確保に十分留意しながら、更に推進すること。 また、これまで開始したオンラインサービスのメリットを多くのお客様が実感できるよう、利用促進にも取り組むこと。	オンラインサービスの環境整備等	＜事業所向け＞ ・電子申請による届書件数増加を図るため、「資本金1億円超の事業所」に加え、一定規模の事業所に重点的な利用勧奨を実施。特に被保険者数の多い事業所を中心に電子申請の利用促進に取り組んだ結果、主要7届書の電子申請の割合は、令和元年度の23.9%から70.9%まで大幅に上昇（令和5年12月末）。 ・「保険料納入告知額・領収済額通知書」（年間送付件数約2,500万件）について、オンライン事業所年金情報サービス※の対象通知書に追加（令和6年1月）。 ※e-Govの電子送達サービスを活用した厚生年金保険料額等の電子的情報提供サービス ＜個人向け＞ ・既保有情報の活用によるお客様の利便性向上と、システムチェックによる正確性の確保を図る観点から、マイナンバーカード・マイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携をベースとしたオンラインサービスを構築・展開。国民年金保険料納付書のキャッシュレス納付が可能となるサービスの開始（令和5年2月）や扶養親族等申告書の簡易な電子申請を可能とする仕組みを構築（令和5年9月）。

令和 4 年度提言	対応状況	
3. <u>年金制度に対する正しい知識を深め、制度加入や保険料納付等の重要性を理解することにより、無年金者・低年金者となることを防止するため、地域、企業、教育等の様々な場において、関係機関とも連携を図りつつ、年金制度の普及等に取り組むこと。</u> <u>年金委員活動の活性化を図るとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。</u>	無年金者・低年金者防止するための年金制度の普及	- 従来の対面型による実施のほか、Web会議ツールを活用した非対面型での実施や、機構が作成した年金制度を紹介する年金セミナー用動画（DVD）を視聴していただく方法など、関係機関のニーズに応じたセミナー及び制度説明会を実施。 - セミナー等の内容の充実のため、退職者や外国人向けの制度説明動画を新たに作成。（令和3年度～）
	年金委員活動の活性化	- 年金委員の活動に必要な情報を機構ホームページにより情報発信したことにより令和5年3月末に比べ年金委員委嘱数を拡大。 - 職域型年金委員数：129,708人(令和5年9月末) (令和5年3月末：126,640人) - 地域型年金委員数：8,726人(令和5年9月末) (令和5年3月末：8,087人) - 委員との情報共有や活動依頼を目的とした連絡会・研修会を実施。特に、短時間労働者適用拡大等制度改正に係る研修を実施し、職場や地域における制度改正内容の周知を依頼。
	市区町村や社会保険労務士会連合会等の関係機関との連携強化	- 地域に根付いた年金制度の周知・広報を推進するため、各自治体や関係団体（社会保険労務士会、教育委員会、年金受給者協会等）と連携し、地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催し、事業の取組状況などの報告及び効果的な連携方法等について意見聴取を実施。 - 全国社会保険労務士会連合会と連携し、相談員の質の向上のため、毎月1回以上の相談員研修や、年金制度改正等に伴う改正内容や事務処理等に係る相談員研修などを実施。
4. <u>年金制度改正関係法への対応について、制度を実務として正確かつ円滑に行うためにも、引き続き必要なシステム改修などに万全を期すこと。</u> <u>また、安定的な事業執行体制の確立に向け、管理職を含めた働き方改革や男女を問わず全ての職員が活躍できる環境づくりを更に促進すること。</u> これらについて、厚生労働省と連携して取組を行うとともに、度重なる制度改正により複雑化し、増大の一途を辿る業務量に応じた人員・予算等を確保し、人材育成に努めること。	制度改正対応に向けての対応	令和5年4月に施行された年金制度改正（繰下げみなし増額の導入）に対応するため、システム開発、業務処理要領の整備を行い、届書の処理等を円滑かつ着実に実施。
	働き方改革や女性活躍の推進	- 全国異動の目的とされた組織の一体化及びルール統一は実現したことから、全国異動を行う方針は堅持しつつ「義務的な全国異動」から「人材育成上有効であり、組織運営上必要な全国異動」へ転換するとともに、全国異動をする職員への負担、本部業務の特殊性を踏まえた手当の制度化を予定。 - 現場にある施策の原点となる問題・課題を掘り起こし施策化につなげることを目的とした2つの「全拠点参加の提案キャンペーン」を実施。職員より寄せられた提案・意見を基に、業務の見直しや職場環境の改善を進めている。 - 仕事と家庭を両立し、働きやすい職場環境を整備する観点からの休暇制度等の見直しを実施。また、子育て支援のため、全国異動への配慮の要件を緩和するとともに、「育児短時間勤務」、「子の看護休暇」の要件を緩和予定。